

第2章 公告式

○富山地区広域圏事務組合公告式条例

昭和47年8月11日 条例第1号

改正 平成17年2月17日 条例第2号

平成26年2月17日 条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に理事長は、署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行なう。

(規則の公布及び規程の公表)

第3条 理事長の定める規則を公布しようとするとき、又は理事長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び理事長名を記入して、理事長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則又は規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第4条 前条の規定は、組合の機関の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「理事長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」、「理事長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第5条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年2月17日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する

別 表

掲 示 場 名	所 在 地
富山市役所内掲示場	富山市新桜町7番38号
滑川市役所内掲示場	滑川市寺家104番地

立山町役場内揭示場	立山町前沢2440番地
上市町役場内揭示場	上市町法音寺 1 番地
舟橋村役場内揭示場	舟橋村仏生寺55番地

○富山地区広域圏事務組合公告式規則

昭和47年8月11日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項に規定する理事長の定める公表を要する規程以外の告示（以下「告示」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

第2条 告示を公布しようとするときは、前文、公示の年月日及び理事長名を記入し、理事長印をおさなければならない。

2 告示は、富山地区広域圏事務組合公告式条例（昭和47年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して公示する。

(施行期日)

第3条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。